

厚生労働省発子1223第10号
令和2年12月23日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
公募団体
殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

子ども・子育て支援推進調査研究事業費の国庫補助について

標記の補助金の交付については、平成30年3月29日付厚生労働省発子0329第1号厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年12月23日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれては、貴職より管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して周知をお願いする。